厚生労働大臣の定める掲示事項について

明細書について

当院では、算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数又は、金額を記載した詳細な明細書（領収書）を無料で交付しています。

ベースアップ評価料について

当院は、医療従事者の処遇改善を目的として診療報酬の中に設けられたベースアップ評価料を算定しています。

本評価料により得られる診療報酬は、医療現場で働く職員の賃上げに充てられ、医療サービスの質の維持・向上に活用されています。

ご理解とご協力をお願いいたします。

電子的診療情報連携体制整備加算について

当院では、医療 DX を通じた質の高い診療提供に取り組んでおります。

・オンライン請求を行っています。

・オンライン資格確認を行う体制を有しています。

・電子資格確認を利用して取得した診療情報を、診察室等で閲覧・活用できる体制を整えています。

・電子処方箋の発行および電子カルテ情報共有サービス等の取り組みついて、今後導入・活用を進めてまいります。

一般名処方について

当院では，後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を記載した処方箋を発行すること）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

コンタクトレンズ検査料について

当院は、「コンタクトレンズ検査料 1」の施設基準に適合している旨、九州厚生局長に届出を行っています。

・初診料　291 点

・再診料　76 点

・コンタクトレンズ検査料 1　200 点

※厚生労働省が定める疾病の治療によっては、眼科学的検査料で算定する場合があります。

令和 8 年 6 月 1 日　霧島眼科

バイオ後続品使用体制加算について

当院では、厚生労働省のバイオ後続品の使用推進の方針に従い、バイオ後続品（バイオシミラー）を積極的に採用しています。

バイオ後続品は先行バイオ医薬品と同等の品質で、安全性・有効性が確認された医薬品でです。バイオ後続品を使用することによって、患者様負担の軽減および医療保険財政の改善が期待されます。そのため、当院ではバイオ後続品を使用することがありますので、ご理解の程よろしくお願いいたします。

令和 8 年 11 月 1 日　霧島眼科